

# 開発等行為に係る給水取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、桶川北本水道企業団（以下「企業団」という。）給水区域内における宅地造成、住宅団地開発、共同住宅、中高層建物及び建築物の建築（以下「開発等行為」という。）に係る給水（以下「開発給水」という。）に伴う当該地域の配水管等の布設整備によって安定給水を図るため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この要綱において「管網整備」とは、当該開発給水地域に関わる地域の配水管網の整備であって、既設配水管等の布設替え及び新設配水管の布設をいう。

(事前協議)

第2条 開発等行為を施行しようとする者は、次の各号の一に該当する場合、企業長と開発給水に伴う施設整備について、協議しなければならない。

(1) 開発給水に伴う計画1日最大給水量が6立方メートル以上（宅地造成による土地分譲、建売りの開発及び住宅団地等集合住宅の居住に使用する場合は、1個所1立方メートルとみなす。）で、かつ、管網整備を要する場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、企業長が協議する必要があると認めた場合

2 前項の規定により協議しようとする者（以下「事前協議者」という。）は、開発給水に伴う管網整備計画書（様式第1号）を速やかに企業長に提出し、事前に協議しなければならない。ただし、企業長は、当該管網整備が付近の水圧に影響が少ないと認めたときは、管網整備計画書の提出を省略することができる。

3 前項の事前協議書は、給水系統を同じくする周辺地域で、それぞれ開発等行為を行おうとする者があるときは、共同して開発給水に伴う管網整備計画書を提出することができる。

(管網整備の原則)

第3条 開発給水に伴う管網整備は、開発等行為をしようとする周辺地域における水圧及び水量に影響を及ぼさないものでなければならない。

2 開発給水に伴う管網整備による配水管等の新設又は改造の工事（消火栓設置を含む。以下「配水管等布設工事」という。）の施行は、企業団の配水管網整備計画を基本に、当該地域の給水状況を考慮したものでなければならない。

(申請者施行の原則)

第4条 配水管等布設工事は、開発給水しようとする者（以下「申請者」という。）が施行するものとする。

2 前項に規定する工事は、企業団「水道工事標準仕様書」により施行し、既設給水装置の切替え等の工事は、給水装置の構造及び材質に関する規程（平成10年規程第8号）により施行しなければならない。

(工事付帯費用)

第5条 申請者は、開発給水に伴う管網整備に係る工事付帯費用（別表）を納入しなければならない。

(申請)

第6条 申請者は、開発給水に伴う管網整備承認申請書（様式第2号）を企業長に申請し、その承認を得なければならない。

2 企業長は、前項の規定により申請された施行業者について、異議があるときは変更を求めることができる。

(承認通知)

第7条 企業長は、前条の規定による申請を承認したときは、開発給水に伴う管網整備承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の承認通知書は、第5条による工事付帯費用の納入を条件とし、当該費用の納入をもって当該配水管等布設工事の施行を同意したものとする。

(施設の譲渡)

第8条 申請者は、配水管等布設工事が完成したときは、速やかに施設の工事完成・無償譲渡届（様式第4号）を企業長に届け出るものとする。

2 企業長は、前項の工事完成・無償譲渡届に添付された図書に基づいて、工事完成検査を行い、検査の合格が認められたときは、開発給水に伴う管網整備に係る水道施設の譲受書（様式第5号）により、速やかに申請者に通知する。

3 前項に規定する譲受書の通知日をもって、配水管等の施設は、企業団に帰属する。

(譲受施設の補修責任)

第9条 前条第3項により企業団に帰属した配水管等の施設管は、企業団に帰属後1年間は申請者のかし担保とする。ただし、1年を経過した後においても工事の施行が原因とみられる補修については、申請者の責任において行うものとする。

(開発等行為の中止)

第10条 申請者は、開発等行為を中止しようとするときは、開発等行為中

止届（様式第6号）を企業長に提出しなければならない。

（配水管布設等工事の変更）

第11条 申請者は、配水管布設等工事を変更しようとするときは、企業長と協議しなければならない。

（申請者の氏名等の変更）

第12条 申請者は、住所又は氏名（法人にあっては、主たる事業所の所在地、その名称又は代表者の氏名）を変更したときは、申請者氏名等の変更届（様式第7号）により変更の事実を証する文書を添えて、速やかに企業長に提出しなければならない。

（その他必要な事項）

第13条 この要綱に定めるもののほか、開発等行為に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則（平成10年3月26日要綱第2号）

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

2 この要綱は、施行の日以後に申請する開発等行為に係る水道施設取扱から適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月25日要綱第2号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月13日要綱第2号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月30日要綱第3号）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別 表

工事付帯費用

区 分	配水管の口径	金 額
直 接 経 費	50mm以下	18,000円 × (消費税)
	75mm	36,000円 × (消費税)
	100mm以上	144,000円 × (消費税)
管 理 費	50mm以下	30,000円 × (消費税)
	75mm	60,000円 × (消費税)
	100mm以上	240,000円 × (消費税)
排 水 費	1立方メートル当たり実費を乗じて得た額 + (消費税)	

- 1 直接経費は、道路占用に関する経費、工事中の断水費用、工事検査及び施行立会費をいう。
- 2 管理費は、施行以後の企業団の管理費用をいう。
- 3 排水費は、洗管等の排水に要する費用をいう。また、1立方メートル当たり実費は、前年度の給水原価とする。

様式第1号

開 発 給 水 に 伴 う 管 網 整 備 計 画 書

年 月 日

桶川北本水道企業団  
企業長 様

事前協議者  
住 所  
ふりがな  
氏 名  
連絡先

開発給水の事前協議を受けたいので、必要図書を添えて次のとおり提出します。

項 目	(1) 新規 (2) 再提出	協議施設の名称				
工 事 場 所						
開発の目的	(1) 宅地造成による土地開発 (3) 宅地造成による建売り (5) 宅地造成による土地分譲 (7) 宅地造成による賃貸分譲	(2) 共同住宅の建築 (4) 中高層建物の建築 (6) 公共施設の建築 (8) その他の建築物( )				
施設の概要	敷地総面積	区画数	戸 数	床面積	棟 数	階 数
	m <sup>2</sup>	区画	戸	m <sup>2</sup>	棟	階
造 成 地 の 地 盤	(1) 埋め立て又は盛り土による造成地盤の開発給水 (2) 前号以外の造成地盤の開発給水					
計画1日最大給水量	m <sup>3</sup>	給水開始	年 月 日 予定			
添 付 書 類	(1) 案内図 (3) 付近道路の公図 (5) 道路位置指定通知書 (7) 受水槽に関する説明書 (9) 水道メーター設置詳細図	(2) 造成地又は住宅団地等平面図 (4) 工期予定表 (6) 開発許可書(写し) (8) 計画1日最大給水量の積算書 (10) 他官公署との協議書(写し)				
斡旋業者等						

開発給水に伴う管網整備承認申請書

年 月 日

桶川北本水道企業団  
企業長 様

申請者  
住 所  
ふりがな  
氏 名  
連絡先

年 月 日協議した下記の開発等行為について、開発給水に伴う管網整備承認について申請します。

記

1	管網整備の名称							
2	施 行 地							
3	敷地総面積		㎡	区画数	区画	戸数	戸	
	床総面積		㎡	棟 数	棟	階数	階	
4	道路の状況	公道	私道	舗装道	砂利道	一部砂利道		
	配水管等布設延長			m	管種		口径	mm
	仕切弁	体	スリース弁	体	消火栓	基	その他( )	
5	舗 装 復 旧 道路占用条件による自主復旧							
6	造成地盤の状況							
7	計画1日最大給水量		㎥	8	給水開始		年 月 日予定	
9	設 計 図 書 等 管布設平面図 部分詳細図 設計書 その他の図書							

開発等行為に係る給水取扱要綱第4条第1項の規定による申請者施行につき、下記の施行業者を選定しましたので承認願います。

施行業者	住 所
	ふりがな 代表者
	工事経歴書(必要なとき)

## 開発給水に伴う管網整備承認通知書

施 第 号  
年 月 日

様

桶川北本水道企業団  
企業長

### 開発給水に伴う管網整備承認の通知について

年 月 日付で申請のありました標記のことについて、開発等行為に係る給水取扱要綱の各条項にご協力を願うことを条件に承認しますので通知します。

なお、下記の付帯工事費を別紙納入通知書により納付願います。納付期限までの納入をもって、本工事の同意がなされたものとみなします。

### 記

#### 1 納入通知書の内訳

区 分	金 額
直 接 経 費	円
管 理 費	円
排 水 費	円
合 計	円

#### 2 納付期限

年 月 日

3 舗装復旧費は、自主復旧となります。

4 本工事の配水管等の施設は、企業団に無償譲渡願います。

施設の工事完成・無償譲渡届

年 月 日

桶川北本水道企業団

企業長

様

申請者

住所

氏名

連絡先

年 月 日付で開発給水に伴う管網整備承認のありました配水管等布設工事について、下記のとおり水道施設の設置工事が完成しましたので、無償にて譲渡いたしたく届け出します。

なお、添付した工事完成図等により、水道施設の完成検査をお願いします。

記

1 管網整備の名称

2 設置場所

3 工事完成日 年 月 日

4 設置した施設

(1) 布設管種

(2) 布設管口径

(3) 布設延長

(4) 付属器具類

5 添付書類

(1) 位置図及び工事写真

(2) 工事完成図（布設平面図、部分詳細図、主要部オフセット図）

(3) 管布設直接工事費の内訳

6 その他

開発等行為に係る給水取扱要綱第9条に規定する譲受施設の補修責任について確約します。



開発給水に伴う管網整備に係る水道施設の譲受書

年 月 日

様

桶川北本水道企業団  
企業長

年 月 日付で開発給水に伴う管網整備承認のありました配水管等布設工事について、年 月 日付で工事完成した下記の水道施設の無償譲渡届を受理し、当該工事の完成検査に合格しましたので、これを無償にて譲り受けいたします。

記

- 1 管網整備の名称
- 2 設置場所
- 3 工事完成検査日 年 月 日
- 4 譲り受けした施設
  - (1) 布設管種
  - (2) 布設管口径
  - (3) 布設延長
  - (4) 付属器具類
- 5 その他

開 発 等 行 為 中 止 届

年 月 日

桶川北本水道企業団  
企業長 様

住 所  
氏 名

年 月 日付施第 号で開発給水に伴う管網整備承認  
通知について当該工事が不要となりましたので、下記のとおり理由を付して届けます。

記

- 1 管網整備の名称
- 2 施 行 地
- 3 中 止 理 由

申請者氏名等の変更届

年 月 日

桶川北本水道企業団

企業長 様

住所

氏名

年 月 日付施第 号で開発給水に伴う管網整備承認

通知書を受けましたが、次のとおり申請者について変更したので届け出します。

住所	新	
	旧	
名称	新	
	旧	
氏名	新	
	旧	
連絡先	新	
	旧	
管網整備の名称		
施行地		

※変更の事実を証する書類を添付していただきます。